

西尾市地域集会施設改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、地域住民自治活動の拠点としている地域集会施設の改修等に要する経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改修 既存の地域集会施設の機能回復のための修繕又は機能向上のための改造をいう。
- (2) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された地域集会施設の耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するもの）をいう。
- (3) 耐震補強 地域集会施設を耐震診断の定める地震に対して安全な構造となるように補強する工事をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、町内会が行う地域集会施設の改修、耐震診断及び耐震補強で、申請年度中に完了見込の事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 国、県又は市他部署の補助対象となるもの
- (2) 申請前10年以内に地域集会施設建設費補助金又は本補助金を受けた事業（昭和56年5月31日以前に着工された地域集会施設について耐震診断の結果を受けて行う耐震補強を除く。）
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工された地域集会施設で、耐震診断の結果により必要とされた耐震補強を行っていないものについて改修するもの
- (4) 公営住宅内に設置されているもの
- (5) 国、県、市、企業又は宗教法人が所有しているもの
- (6) その他市長が不相当と認めたもの

(交付対象及び補助率等)

第4条 事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助金限度額は、別表のとおり

とする。ただし、予算の範囲内とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、西尾市地域集会施設改修費等補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて補助を受けようとする年度の6月末までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はその他の書類の提出を求めることができる。

(1) 耐震診断の場合

ア 見積書の写し

イ 当該施設の建築年月日、構造等の分かる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 改修及び耐震補強の場合

ア 事業計画書(様式第2号)

イ 収支予算書(様式第3号)

ウ 建築物の位置図、配置図、平面図及び立面図

エ 見積書の写し

オ 2以上の町内会の連合組織の場合は、その旨の確認できる書類及び町内会加入者名簿

カ 当該施設の建築年月日、構造等の分かる書類(改修工事の場合)

キ 耐震診断結果通知書の写し及び補強等の工法を明示した書類の写し(耐震補強の場合)

ク その他市長が必要と認める書類

2 この補助金を受けて改修等しようとする施設に、目的外建築物(社務所、出荷所等)が含まれる場合においては、前項に定める書類の他に、次の書類を併せて提出するものとする。

(1) 地域集会施設と目的外建築物の面積が対比できる図面

(2) 地域集会施設と目的外建築物別の見積書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に西尾市地域集会施設改修費等補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、補助金の交付に当たって必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手するものとし、着手届（様式5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 建築確認申請書の写し（建築確認申請が必要となる場合）

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者が、補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事前に西尾市地域集会施設改修費等補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに西尾市地域集会施設改修費等補助金変更交付決定通知書（様式第7号）又は西尾市地域集会施設改修費等変更・中止・廃止承認通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び支払請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに西尾市地域集会施設改修費等補助事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添付し、併せて請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はその他の書類の提出を求めることができる。

(1) 耐震診断の場合

- ア 耐震診断結果報告書写し
- イ 補助金交付決定通知書の写し
- ウ 施工業者等の請求書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 改修及び耐震補強の場合

- ア 事業報告書（様式第2号）
- イ 収支決算書（様式第3号）
- ウ 補助金交付決定通知書の写し
- エ 施工業者等の請求書の写し
- オ 建築物検査済証の写し（建築物確認申請が必要となる改修等の場合）
- カ 事業完了写真（着手前写真を含む。）

キ 耐震補強後の建物についての判定値が確認できる書類（耐震補強の場合）

ク その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、領収書（様式第11号）を速やかに会計管理者に提出しなければならない。

（指示等）

第11条 市長は、補助事業者に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金執行に関し不正の行為があったとき。

（施設の保全）

第13条 補助金の交付を受けて改修又は耐震補強をした地域集会施設は、補助金交付年度から10年間はその目的以外に使用し、取り壊し、又は改造してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（帳簿等の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにする諸帳簿を備え、その証拠書類を整備して、補助を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（評価の時期等）

第15条 市長は、補助金の目標達成度についての評価を平成31年9月末日までに行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費等

事業の内容	補助対象経費	補助率	補助金限度額
耐震診断	地域集会施設にかかるものに限る	10分の10以内	300千円
改修及び耐震補強	地域集会施設の改修、耐震補強に要する工事費で30万円以上のもの。ただし、次の経費は除く。 (1) 目的外建築物（社務所・出荷所等）に要する経費 (2) 駐車場、フェンス、ブロック壁等建物外の経費及び建物外壁等の塗替のみ実施する場合の経費 (3) エアコン・カーテンの取付け・取替え、畳替えや備品的要素の強い経費 (4) 下水道負担金、電話引込み負担金及びそれに類するもの (5) 解体工事や撤去費用、確認申請等に要する経費（改修及び耐震補強の工事に伴うものを除く。）	3分の1以内	1施設につき 1,000千円

ただし、地域集会施設を改修又は耐震補強しようとする場合、地域集会施設を利用する区域の世帯数が300世帯を超えるときは、補助金限度額を下表のとおりとする。

合 計 世 帯 数				補 助 金 限 度 額	
301世帯以上		400世帯以下		1施設につき	1,500千円
401	〃	500	〃	〃	2,000千円
501	〃	600	〃	〃	2,500千円
601	〃	700	〃	〃	3,000千円
701	〃	800	〃	〃	3,500千円
801	〃	900	〃	〃	4,000千円
901	〃	1,000	〃	〃	4,500千円
1,001世帯以上				〃	5,000千円

(注) 世帯数は、申請月の初日現在とする。